

相生市長 谷口芳紀 様
相生市教育委員会 教育長 坂本浩宣 様

意見書

令和7年2月12日

亡 遺族 父
同 母

令和5年3月11日に息子が自死して、あと2か月で2年が経とうとしていますが私たち遺族の深い悲しみは今でも変わりません。

私たちは市教育委員会に息子の自死の原因究明と再発防止を訴えてきました。

原因究明については、第3者委員会は綿密な調査をしていただき、その目的を達成したものと認識しておりますが、再発防止の態勢、実現については程遠いものと感じています。

市教育委員会には、早期に第3者委員会を発足していただいたことや、各種協議等に誠実に対応していただいたことを感謝しておりますが、12月にいただいた“相生市教育委員会の見解”については、遺族側の期待とは異なる内容のものでありますので、改めて意見を述べさせていただきます。

第1 はじめに

調査報告書には自死に至る事実認定、いじめの認定、いじめと自死の関連性、学校及び教育委員会による対応上の問題点、提言等「息子を中心とした視点」で記載されています。

私たちは、調査報告書「第5章 学校及び教育委員会による対応上の問題点」について、一つの問題点ごとに、市教育委員会がその事実を認めているのか、なぜその事象が発生したのか、今後どのようにしてその問題を解決しようとしているのか、また、同報告書「第6章 提言」にある事柄を実現していく計画はあるのか、その計画の具体的内容はどのようなものかを明らかにしていただくことを要望します。

第2 第三者委員会の指摘した問題点について

1 当該中学校入学から1年時の学校の対応について

本人が入学した4月当初、中1の学年部会において、本人は環境の変化に弱いこと、新しい友人との関わりがスムーズにいかないこ

と、情報を整理するのが苦手であること、夕方に服薬をすることなどが共有された。

しかし、本人の課題を踏まえた対応は、個々の教員の判断に委ねられ一貫性を欠いていた。また、教員同士の意思疎通の悪さが、本人に対する支援に不整合をもたらした。

部の顧問や体育教員と教員壬との間の意思疎通は、良好とは言えなかった。このため、本人に関する情報が、部活顧問や体育教員には活かされていなかった。

顧問の教員は、部員の生徒たちに対して、本人が部活動を休むがちな理由について、理解を求める働きかけをしなかった。

体育の担当であった教員も、本人が体育の授業を休むことについて、他の生徒たちに対し、理解を求める働きかけをしなかった。

中1の12月9日、本人は、自律神経失調症と診断され、その診断書は教員壬には提出されたが、顧問らにこの診断書は共有されなかった。

そのため、他の生徒たちの一部には、本人がさぼっているという認識を持つ者がいた。このような認識が、本人が部活動で孤立するベースを作った。

本人の抱える課題については、専門職による助言が不可欠であったが、本人が部活動や体育を休むことが増えた際に、SCやSSWから助言を得ようとした教員はいなかった。本人に養護教諭も関わっていなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

2 2年進級時の学校の対応について

本人の課題を詳しく把握しているのは、教員壬のみとなった。

ところが、中2の学年団は、その同僚性には課題があった。教員壬と中2の学年団との間で、本人に関する情報共有が十分に行われない状態になった。

教員壬は、本人について、通級指導はなくしていき、常時普通級で過ごすようにするべきであるという方針を持っていた。当該校では、この方針が妥当なのか否かの検討が十分に行われることなく、本人に対する通級指導の回数を減らす方針が進められていった。

中2のときにおいても、本人に関し、SCやSSWから助言を得

る教員はいなかったし、本人に養護教諭に関わることもなかった。
以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

3 通級指導に関する当該校の対応について

当該校では、本人のニーズとは離れて、中2の2学期ころを判断基準として、通級指導を終了する方針が確認されていた。実際に、中2では中1の時と比べて本人の通級利用回数を減らしている。

通級の回数を減らすことは、部活動やクラスでの関係構築に困難を覚えていた本人にとっては、安全基地を奪われることにつながった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

4 当該校の組織文化上の問題について

本人が中1の時から、教員らがSCやSSWから助言を得るべき状況は見られた。しかし、実際には、当該校の教員らが、SCやSSWなどの専門職からの助言を得るということはなく、また、そもそも、教員らには、これら助言を得る発想もなかった。

当該校では、学級は、クラス担任がもっぱらその責任において運営するものであり、副担任が口を差し挟むものではないという文化があった。

また、学年も、クラス担任を持っている教員らと学年主任が中心となって運営するものであり、やはり、講師でありかつ副担任にすぎない者が口を差し挟むものではないという文化があった。

実際に、クラス担任が生徒指導をしたとしてもその内容が副担任に共有されることはないし、いじめに関する学校生活アンケートの内容も副担任には共有されない。

クラスでのめめごとは、主として担任が対応するし、部活動でのめめごとは、主として部活動顧問が対応する。このように、生徒間トラブルに関し、副担任が対応することは基本的に想定されていないのである。

当該校では、講師採用の副担任を軽視する文化があるために、教員已は、いわば担任や正規採用されている教員らに遠慮して、自身が把握したことを情報共有しようとのインセンティブをもたない。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

5 中2の部活での学校の対応について

(1) 12月8日以前の部での状況について

中2になり、本人は、医師から運動制限を言われていたことから、部活動への参加回数を減らした。同部の顧問の教員庚と教員寅は、本人が部活動でどの程度練習に参加するか、休憩のタイミングをいつ入れるかについては、本人の判断に任せた。

しかしながら、他の部員からすれば、本人が突然休憩するなどの行動をとることから、さぼっているように見えた。本人は、より一層、他の部員から孤立しがちになった。

この点、顧問教諭らは、他の部員に対して、本人が上述のような行動をとる理由を説明しなかった。

教員庚も教員寅も、中2の夏休み以降、●が上手であり練習メニューについても知識があるという理由で1年生の生徒Yの意見を尊重する姿勢を見せた。生徒Yは、部内において、発言力を強め、先輩らに対して偉そうな態度を示し、本人を見下すようになった。

結果的に、顧問教諭らの対応は部において、本人が孤立する状態を助長することになった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

(2) 12月8日(木)のいじめ事案について

本人に対する謝罪が行われた。

他方で、本人も1年生の3人に対してちょっかいをかけたことがあるとして謝罪をさせられている。

これは、いじめられた本人を守るという姿勢に乏しい対応であった。

その人格的利益を侵害されたのは本人であり、本人の尊厳こそが回復されなければならない。この時の教員らの対応は、12月8日に生じたいじめという事象の背景にある経緯を探るという姿勢を欠いていた。

どこまで事実確認すべきか(背景事情まで探るという視点)、生徒たちの関係生の優劣はどうなっているのか(いじめが発生する要因としての優位性の視点)、本人の受けた心身の苦痛の程度はいかほ

どか（一過性の事案なのか、それまでの経緯の中で生じた事案なのか、継続的に嫌がらせを受けてきたことの一環なのかなど）、真に誰が謝罪をするべきなのかなど、検討すべき事項は多い。これら事項は、いじめ対応チーム（当該校のいじめ防止基本方針参照）において、SCやSSWなどの専門職の参画を得た上で、複数の教職員らで、多角的視点でもって検討される必要がある。しかしながら、いじめ対応チームが立ちあげられなかったばかりか、本事案において、対応した教員らが、上記事項につききちんと検討したと言えるだけの証拠は見いだされない。

いじめ対応チームは、いじめ防止法第22条に根拠を置く組織である。このチームにおいて対応をしないということは、同法違反であると言える。

さらに、その後、本人に対する心のケアも実践されなかった。

本人がいじめられたことを踏まえた、組織的かつ継続的な見守りも実践されていない。

12月8日の出来事をいじめと認知したにもかかわらず、生徒指導提要でも指摘されている、3カ月の経過観察も行わなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

6 12月13日（火）のみかんを巡る出来事に関する学校の対応について

（1）12月13日当日の学校の対応

12月8日の部での本人を対象とするいじめ認知事案は、一部の教員や生活指導委員会において情報共有はされていたが、単発の事案とされ、いじめ対応チームでの検討も行われなかった。

教員甲は、2年の学年主任として、部において本人を対象とするいじめがあったことを聞いていたはずである。そうすると、なぜ本人の机の上にみかんが置かれていたのかについて、その背景事情を探る必要があったが、このような観点を欠いていた。

教員辛も、みかんを巡る出来事に関する背景事情を探る姿勢はなく、ホームルームにおいて教員甲と同様の全体指導を行うにとどまった。

12月13日、教員辛は、本人の母に電話をし、部内で本人に対する閉じ込め（12月8日の件）があったことを報告した。このとき、母は、教員辛に対し、「みかんのことで、本人は、生徒Nから、『先生から怒られるような状況になったら、僕が残していたと言

えよ』と強く脅されるような感じで言われた」と伝えた。また、併せて、母は、教員辛に対し、「生徒N君はどういう子ですか」「先生がいる所といない所で、態度の変わる子がいる、ほかにも廊下で肩を当ててくる子や『死ね』と言ってくる子がいる。よく見てほしい」とも伝えた。

これに対し、その後、教員辛は、生徒Nから事情を聴くことはなかった。

また、教員辛は、2年の学年団の他の教員に対しても、通級担当の教員壬に対しても、生活指導の教員丑に対しても、本人の母からの話を情報共有することはなかった。

上述のみかんを巡る出来事は、12月8日の件と近接した時期に生じており、本人に関わる事案が連続して起こっているという見立てが可能である。

ところが、教員辛は、本人の母からの訴えに対しても何らの対応もしなかったのである。

当時の当該校の対応は、却って、本人の心理的負担や孤立感や無力感を助長することになった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

(2) 12月13日以降の学校の対応について

12月14日、当該校の生活指導委員会において、本人が部で下級生からいじめを受けたことが報告された。もっとも12月13日のみかんを巡る出来事は、中2の学年団の間では悪ふざけ事案の一つとして報告されていたが、生活指導委員会には報告されていない。

12月19日、担任の教員辛、本人及びその母の三者での個別懇談が実施された。教員辛は、このとき、「教室では、和気あいあいとしています」と発言したが、本人の母は、教員辛が、みかんを巡る出来事に何ら触れないことに不信感を抱いた。本人の母は、教員辛に対し、再度、生徒Nからみかんのことで脅された旨を話した。ところが、教員辛は、生徒Nから脅された旨の本人及びその母からの訴えに関し、その後も何らの対応をしなかった。

また、母が教員壬とも懇談し、下級生からいじめを受けていたこと、みかんの件について生徒Nから脅かされたことも話したところ、教員壬はこれらを全く把握していなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考え

ているか、解決策をどのように考えているのか。

7 2月10日（金）のいじめに関する学校対応について

- (1) 当該校では、12月8日の部でのいじめにもかかわらず、本人に対し、3ヵ月間を目安とする経過観察すらもなされなかった。
- (2) 2月10日夜、部顧問の教員庚は本人の写真が生徒MのSNSにあがっていることを把握しながら、担任が対応するだろうと考え、何らの対応もしなかった。

同日、教員辛も、本人の写真が生徒MのSNSにあげられていることを把握した。しかしながら、教員辛は、当該SNSがInstagramのストーリーであったことから、24時間以内に自然と消えるだろうと考えて楽観的であった。

この時点で、教員庚や教員辛において、本人に対するいじめが行われているという認識は皆無に近かったと考えられる。

何よりもまず、本人の写真データを削除し、それが拡散することを止めなければならないのだが、教員辛にはこのような発想は乏しかった。

実際に、教員辛は、2月13日（月）の朝の会において、校外学習にスマホを持参した生徒がいたことを全体指導することに力点を置いた。

この点、教員辛の対応は、的外れであろう。

教員辛は、2月13日の朝の会において、その他クラスメイトらがいる中で、本人が自身の写真がSNSにあげられたことを知らなかったにもかかわらず、突然、「お前が被害者やぞ」という旨を述べた。

上記の教員辛の言動は、いじめられた本人の尊厳や名誉を守ろうとの姿勢を欠いていたというほかない。

そればかりか、教員辛は、本人がいるなかで、クラスメイトに対して、当該SNSを見たか手をあげさせてもおり、本人を軽視する姿勢であった。

教員辛は、ここでも、2月10日のいじめが氷山の一角であるという観点が欠けている。

きちんとした事実確認が行われないなかで、生徒Mから本人に対して謝罪をさせることは、むしろ、生徒Mに、謝罪をしたから解決済みであるというシンキングエラーを強化するという誤った効果を及ぼす。

- (3) 2月14日、本人は、通級指導を受けたが、教員壬に対し、2月10日の上記SNSの被害を話した。ところが、教員壬は、このことを知らされておらず、本人からの話で初めて把握した。
- (4) 当該校では、生徒Mについて、「軽く物事を考えてしまう性格。衝動に駆られてしまうところあり。『死ね』という言葉を発している」という認識を有していたのであるから、このような聴き取りをするべきであったと言える。
- (5) 2月15日、当該校では、生活指導委員会が開催された。このときに、生徒Mが2月10日の校外学習においてスマホを持ち込み、スマホで本人を撮影し「変態」と書いてInstagramにあげたことが報告された。同委員会では、この出来事は、明らかに本人に対するいじめであるとして、市教委に報告する方針を決めた。この委員会後、生活指導担当の教員丑は、いじめ概要報告を作成し管理職に提出した。教頭丙は、3月はじめに市教委に報告した。
- しかし、ここでも、当該校は、いじめ対応チームを立ち上げることはなかった。

ここにおいても、当該校は、いじめ防止法違反を犯している。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

8 2月17日（金）の学校生活アンケートをめぐる学校の対応について

2月17日の学校生活アンケートにおける本人の回答内容は、前記認定のとおり、教員辛は、このアンケート回答を、管理職に共有しなかった。

しかも、教員辛は、本人から、「生徒Mから、わざとぶつかられたりする（週3回程度）」という点を聴き取ったにもかかわらず、この点についても、何ら対応をしていない。このような教員辛の極めて不十分な対応は、本人の援助希求力を減退させることにつながる。

当該校の管理職の問題でもある。管理職の方から、積極的に、本人のアンケート結果がどのような内容であったのか、それを受けて担任である教員辛はどのように対応し、どのようなことを聴き取ったのかなど、教員辛から報告を受けるべきであった。しかし、当該校の管理職は、これらを怠ったと言える。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

9 3月9日(水)の件の学校の対応について

- (1) 教員甲は、本人が書いたメモを拾い上げ、咄嗟に、これをクラスメイト全員に聞かせる形で読み上げた。教員甲の意図としては、下ネタを書いた生徒に向けて、幼稚なことを書くなという趣旨で注意をするとともに、クラス全員に聞かせることで恥ずかしい思いをさせることにあったと考えられし、このように考えるのが合理的である。

教員甲の言動は、そのメモを書いた生徒を見せしめにする効果を及ぼすものである。

教員甲によるメモの読み上げは、本人に対し、2月13日の朝の時と同様の羞恥心を覚えさせたと考えられる。

教員甲によるメモの読み上げ行為は、本人に甚大な心身の苦痛を及ぼしたと考えられる。

このように教員甲の言動は、2年の学年主任である立場を踏まえると、より一層軽率であったというほかない。

- (2) 教員辛は、その日の終わりのHRにおいて、本人の名前は出さなかったものの、●組全体に対して、不快な内容を書き残さないよう指導した。このとき、教員辛は、「小学生がするようなことだ」などと述べた。

教員辛は、ここでも、本人を軽く扱い、その尊厳を害している。

教員辛は、終わりのHRにおいて上述のと通りの指導をしたあと、上記メモを捨てている。この点、本人の了承を得ることなく、そのメモを捨ててしまうというのも、考えられないことである。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

10 マイ学について

本人が2週連続でマイ学の居残りをしていた。

ところが、当該校は、マイ学を終わらせることにのみ関心があったかのように見える。これが却って、本人に負担になった可能性もある。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

1 1 当該校でのいじめ問題への対応姿勢について

(1) そのときに起こっている事象のみを捉えて、それに関する事実があったかなかったかにのみ焦点化しすぎている。ここでは、過去の出来事との関連性や連続性の視点が欠けており、生徒間の関係性を含めた背景事情を探るという観点が抜けている。

(2) そもそも、当該校は、いじめの認知力も弱い。

何をいじめとして扱うかを考える基準は、いじめ防止法第2条の定義から、明確である。当該校では、対応すべきいじめとそうでないいじめとを選別しているのではないかという印象すら覚える。しかし、いじめ防止法第23条は、いじめを受けていると「思われる」ときに速やかに対応するよう学校に要請している。そこでは、いじめか否かを考える前に、いじめがあると思われれば、対応することが要請されているのである。当該校では、いじめ防止法に対する基本的理解も欠いていたと言わざるを得ない。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

1 2 教育委員会の対応について

(1) 各学校からあがってくるいじめ認知報告においては、同一の生徒の場合はそれと分かるように紐づけされた形で報告されるべきである。

本事案では、市教委は、上記2つのいじめ事案(12/8・2/10)につき、いずれもいじめられた生徒が本人であったという認識はなかったが、これは、上記報告の形式に問題があったのである。

(2) 市教委には、当該校が、いじめを認知したあと、どのような対応をしたのか、あるいは、その後少なくとも3ヵ月間の経過観察を実行しているかをチェックする仕組みもなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

第3 いじめ防止基本方針に基づく検討

1 当該校のいじめ防止基本方針に基づく対応が不十分であったこと

当該校では、以下に述べるとおり、いじめ防止基本方針に基づく対応がなされていなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

2 いじめの問題に対する当該校の基本姿勢の問題点

当該校は、何らの対応もしない（上記12月13日や同月19日の本人やその母からの訴えとの関係）、あるいは、本人に対して極めて不十分な聴き取りをするのみにとどめるという対応（2月17日の学校生活アンケートを受けた対応）をした。

また、上記12月8日及び2月10日の件に関しては、その背景事情を探らずに表面的・表層的に事実関係を捉えた上で、その背後にある本人に対する深刻ないじめを把握しないままに終わった。

これらは、いじめ防止法第23条第2項に違反したというほかない。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

3 いじめの未然防止に向けた取り組みの問題点

(1) 当該校では、いじめ対応チームを立ち上げるという発想すらなかったことが確認できている。

また、そもそも、当該校では、いじめ対応チームを立ち上げたことはなかった。

当該校は、ここでも、当該校の基本方針に反していたのである。

12月13日及び同月19日に、本人の母は（同月19日は本人とともに）、教員辛に対して、生徒Nから脅された旨を伝えたが、教員辛は何ら対応していない。

2月10日のいじめに関しても、当該校は、当初、謝罪をして終わりという対応をしており、本人及びその保護者の意向を十分に確認するという姿勢を欠いていた。

当該校は、家庭と連携するという発想に乏しく、ここでも、当該校の基本方針に反していた。

(2) 当該校は、12月8日のいじめや2月10日のいじめを単発の事象として表層的に捉え、その背後にある本人に対する深刻ないじめを見抜けなかった。

当該校の基本方針にある「いじめを見抜く感性」は欠如していたことになる。

本人にとっては、通級指導の教室は、安心を覚えられる場所であったにもかかわらず、当該校では、通級指導を終わらせる方向で進めて行ったのであり、「心の居場所づくりに努めること」に反する対応をした。

当該校は、12月8日や2月10日のいじめの件で、いじめた側の生徒たちに、謝罪をしたので終わりであるというシンキングエラーを生じさせる対応をしたり（12月8日のいじめをした生徒の保護者の一部や2月10日のいじめをした生徒の保護者の一部において、「もう謝罪しており、解決済みである」という言動をされる方がいた。これこそ、まさに、シンキングエラーである。）、12月8日のいじめに関しては本人にも謝罪をさせたり2月13日の教員辛による全体指導で本人を軽く扱ったり、3月9日に教員甲が本人が書いた下ネタのメモを読み上げたり、同日に教員辛がその全体指導の中でやはり本人を軽く扱ったりした。

これらは「いじめは許さない学校風土をつくること」とは正反対の方向に作用するのであり、却って、本人に対するいじめを助長・促進することにつながる。

当該校においては同僚性が良好でなかったし、2月17日に実施した学校生活アンケートの本人の回答は、管理職に共有されないなどの問題が見られた。

これは、「教師間で連携・協力して問題の解決に当たること」に反している。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

4 いじめ早期発見に向けた取り組みの問題点

- (1) 当該校に「いじめの見える化」の視点が欠如していたことや、12月8日や2月10日に受けたいじめののちに本人に対する「見守り」が行われなかったことが明らかになっている。

当該校が、本人の言動などの変化を把握していたと考えることはできない。

- (2) 当該校が上述の「相談体制を整備し」ていたことを裏付ける事実関係は見当たらない。本人との関係で、SCやSSWの活用が検討されたという事実関係も見当たらない。

- (3) 当該校が、いじめ調査の実施に際し、「いじめ早期発見のため

のチェックリスト」を活用した事実は認められない（教員らのヒアリングにおいて、このチェックリストに言及した者は皆無であった）。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

5 いじめ早期解決に向けた取り組みの問題点

- (1) 12月8日のいじめや2月10日のいじめについて、当該校はこれを認識しながら、いじめ対応チームを立ちあげて対応することはなかった。

そうすると、当該校の基本方針にあるいじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学級長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる」に反していたと言える。

本人は、12月13日に生徒Nから、3月上旬ころにも生徒N及び生徒Bから、脅されている。前者は、12月13日に、みかんが本人の机の上に置かれ、教員甲が●組の生徒に対して全体指導をしたあとの出来事である。後者は、2月10日のSNSのいじめがあり、2月24日に、生徒Mが本人に対して謝罪した後の出来事である。このような出来事が生じるのは、当該校が、本人の身の安全を守るための方策を取っていなかったことに起因する。

- (2) 「学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる」
「いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく」にも反していた。

- (3) 教員辛は、12月13日及び同月19日において、本人又は本人の母から、本人が生徒Nから脅されている趣旨の訴えを受けていた。しかし、これに対し、教員辛は何らの対応もしなかった。これは「家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる」にも反していた。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの初動が遅く、認識が薄い 当該校には、インターネットを通じて行われるいじめの対応マニ

ュアルがなかった。

当該校は、本人の父から言われてはじめて、本人の写真データを削除する動きをしたが、インターネットを通じて行われるいじめの上記特徴を理解していなかったと言える。

当該校では、インターネットを通じて行われるいじめへの初動が遅く、拡散防止対策について、当該校から保護者へ提案することもなく、発生してすぐに、当該校から市教委に対して支援や指示を仰ぐこともしてなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

第4 特に重要と思われる問題点の指摘

1 いじめ対応チームが稼働したことがなかった

当該校では、本事案において、いじめが疑われる事象が起こったとしても、いじめ対応チームで対応したことはなかった。

これは、いじめ防止法に違反する対応であったとすることができる。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

2 情報共有とその捉え方に大きな課題がある

(1) 当該校では、同じ学年団内の関係でも、学年団外の教職員との関係でも、その情報共有のあり方に課題があった。

(2) 教員によっては、自分のクラスのことではないので、自分は基本的に関係ないと思ってしまうという傍観者意識があったりする。

この意識が、いじめられた生徒への対応について、教員らによる不整合を生み出し、その生徒にさらに心理的な負担をかけることになりうる。

通級指導の教員壬と中2の学年団及び部活動顧問との間で、本人に関する情報が、頻回に共有された形跡はうかがわれない。

さらに、中2の学年団と、SCやSSWとの間で、本人に関する情報共有がなされた形跡もない。

養護教諭である教員午は、当時中2の学年付ではあったが、本人に関する上記いじめについての情報をほとんど持ち合わせていなかった。

当時の中2の学年団と他の教職員との間でも、情報共有のあり方に問題があったのである。

当該校の教員らは、当時の校長も含めて、いじめ対応チームの機能を理解していなかったのである。

それゆえに、いじめ対応チームを立ち上げようとの発想に至らなかったし、本人に関する情報が適切に取り扱われないという結果を招いたのである。

- (3) 当該校の教員らには、“事態の矮小化バイアス”あるいは“目に見えない事象は、ないものと扱ってしまう誤謬”とでもいうべきものが見て取れる。これの典型としては、教員辛が、中2の12月13日及び同月19日に本人又はその母から、同級生から脅された旨の訴えを受けたにもかかわらず、これに何らも対応しなかったことに現れている。また、2月10日のSNSを巡るいじめに関しても、当該校は、本人の保護者から指摘されるまでは、本人の写真を削除することに向けた動きをしてなかったが、これも、上記のバイアスないし誤謬の現れである。さらに、前述のとおり、2月17日の本人の学校生活アンケートの回答につき、当該校は軽く扱ったが、これも上記のバイアスの現れである。

前述のとおり、教員からは、いじめは、見ようとしなければ、見えない。「いじめを見える化」する意識を強く持たなければ、いじめられている生徒は救われないということを念頭において対応する必要がある。

当該校では、残念なことに、本人について、このような意識でもって対応に当たった教員がいなかった。

- (4) 当該校では、管理職以下、いじめ対応チームの機能を全く理解していなかったに等しいことに加えて、“事態の矮小化バイアス”あるいは“目に見えない事象は、ないものとして扱ってしまう誤謬”とでもいうものに囚われていたと言える。

これがまさに当該校の構造的あるいは組織文化的な問題である。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

3 いじめとして認知した後の対応にも大きな問題がある

当該校は、いつでも、本人から、その深刻ないじめに関する情報を

引き出せたと考えられる。「見守り」という観点からすると、12月13日及び同月19日の本人又はその母からの同級生から脅された旨の訴えや、2月17日の学校生活アンケートの回答内容は、当該校としては、学校全体として把握しなければならない重要な情報であったことになる。ここでも、当該校には、本人に対するより深刻ないじめを把握する機会は十分にあったと言える。

当該校では、上記2件により本人がいじめられた生徒であるという認識はあったものの、前述のとおり、本人に対する心理面でのフォローやケアが検討された形跡もない。

せめて、本人にとって、通級指導の利用は、心の安全基地であったのであり、この回数を積極的に増やすなどの支援展開があってもよかったと思われる。

当該校では、上述2件のいじめ事案を市教委に報告したことを、中2の学年団にフィードバックしていない。この点、いじめとして事実確認をした結果は、いじめ防止法第23条第2項により、教育委員会に報告することになっている。したがって、教員としては、いじめとして認知された事案であれば、教育委員会に報告されることになることは知っていなければならない知識である。しかし、本事案において、このことを知らない教員がいた。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

4 背景要因としての同僚性の問題

当該校の同僚性には問題があった。2年のクラス担任の教員らと学年主任との関係、部活動顧問と学年主任及び通級担当の教員との関係、学年主任と通級担当の教員との関係において、それぞれ、意思疎通がうまく行っていなかった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

5 いじめた生徒に対する指導の問題

実際に、12月8日のいじめについても、2月10日のいじめについても、教員らは、いじめた生徒に対する指導を実施してはいる。ところが、本人に対するいじめは、部活動においてもクラスにおいても止むことはなかった。むしろ、本人に対するいじめは、より一層深刻化した。

ここでは、当該校の教員らが、生徒たちに対して、本人を軽く扱う姿勢（2月13日朝の教員辛の言動や、3月9日の国語の授業中の教員甲の言動、同日終わりのHRの時の教員辛の言動は、これを象徴している）を見せていたことも影響している。

いじめた生徒に対する指導のあり方として、謝罪をさせて終わるというのは安易である。

人権モデルの視点が必須であり、いじめられた本人の権利と尊厳を回復することを目的としたエンパワメントアプローチが必要であった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

6 教育委員会の課題

市教委は、12月8日の部でのいじめの件、2月10日のSNSのいじめの件につき、それぞれ、当該校から報告を受けていた。

しかし、これらが同一の本人に係る事案であるという認識はなかった。

いじめ防止法第24条に基づくと、教育委員会の指導主事が、いじめ対応をする学校を後方支援し、あるいは、必要な指示を出し、または自ら必要な調査を実施することが可能であるが（ただし、法文上は「行うものとする」となっていることに注意）、本事案において、市教委側には、このような対応ができる仕組みは整えられていなかった。

市教委には、当該校が、いじめを認知したあと、どのような対応をしたのか、あるいは、その後少なくとも3ヵ月間の経過観察を実行しているかをチェックする仕組みもなかった。

SNSが利用されるいじめについての対応マニュアルも存在しておらず、当該校を後方支援するにしても、そもそも実践は困難であった。

以上について事実と認定するのか、事実とするなら、その発生原因をどう考えているか、解決策をどのように考えているのか。

第5 学校への提言について

（1）いじめ認知に対する判断基準の共通認識

いじめの判断については「行為だけでなく、（被害者である）子どもの傷つきから行為を見るという「いじめられている児童生徒の主

観を重視」せねばならない。管理職はいじめであると判断したトラブルについて全教職員にいじめと判断した理由を伝え、教職員のいじめ認知能力を高めねばならない。

生徒が少しでも苦痛を感じている可能性があれば教職員が管理職や生徒指導主事に伝える体制を取ることが必要である。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(2) いじめの対応委員会の立ち上げ

いじめが認知されたときは、いじめの対応委員会を立ち上げ、3ヵ月を目途に丁寧な見守りと被害児童生徒および保護者への経過報告と心理状態の把握をすることが必要である。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(3) 管理職の意識向上

管理職は生徒へのアンケートに目を通し、SOSを発見した場合、管理職自ら対応に当たることが必要である。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(4) 教職員、SC、SSWの連携体制の強化

SCやSSWと連携を取り、対象生徒の気持ちを多面的に捉えていく必要があり、SCやSSWは保護者と教職員との仲介をすることができる。

また、SCが被害生徒の心のケアを行うことができる。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(5) いじめ可視化

問題の解決を優先し、謝罪によっていじめが解決したとするのではなく、なぜそのようなことが起こったのかといった問題の背景を捉える姿勢が必要である。

いじり行為が生じている場合は、その段階で止める指導が必要である。

担任はいじめの「空気」を捉える必要があり、その空気を感じた場合には他の教職員にも伝え、アンケート調査などを実施して、いじめを可視化する必要がある。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(6) 発達の特長を持つ生徒へのケア、援助

発達の特長を持つ生徒については、その特長に伴う対人スキルの困難や、自尊心の傷つきの体験が積み重ねられていないかという視点に立ち、的確なケア、援助が行われるべきである。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(7) いじめの相談をしやすくする

援助ニーズが高い子どもたちが、援助要請ができない、或いは、援助要請が難しい状況にある。困っていても相談しない生徒には、様々な背景があるので、その心理状態を丁寧にアセスメントし、背景に応じた援助を行う必要がある。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(8) いじめ側のいじめの意識化と心のケア

いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、いじめた生徒の成長支援という視点に立ち、いじめられた生徒およびその保護者の同意を得ながら、心理教育を行っていく必要がある。

教職員は、いじめた生徒に対して、なぜ自分がいじめを行ったのか、そこに至る経過を細かく確認していくが、それは単なる事実確認や、被害者への謝罪をすることを目指すだけではなく、自分がなぜそのような行動をとり、自分が相手にどのような影響を与えたのか理解するために、振り返る作業を行っていく必要がある。そうすることで、いじめの再発防止になると同時に、いじめた側の生徒の心の成長を促していくことになる。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(9) 配慮が必要な生徒への対応

教師は、普段から生徒と積極的にコミュニケーションをはかり、安心して話し合える関係性を作っておく必要がある。言語化が苦手な状況の説明や、自分の気持ちを伝えることが難しい生徒も多くいる。

「大丈夫か」「問題ないか」と教師に聞かれても「大丈夫です」「問題ありません」と答えるしか選択肢のない生徒もいる。大切な話をする際には、生徒のプライバシーが守られる環境で、ゆっくりと自分のペースで話をするだけの十分な時間を取り、生徒の言葉に対して「あなたの言っていることはこういうことかな？」と自分の理解があって

いるか、わかりやすい言葉で簡潔に伝え返す必要がある。

子どもの状態が好転しない場合には、保護者の許可を得て、学校で対応できることはないかどうか、医療機関からの助言を得ることも必要であろう。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(10) SC、SSWの効果的な活用

少なくとも1年に1回は、本人や保護者がSCもしくはSSWと面接する機会を設け、面接で得た情報をその後の支援に活かしていく。

現在のSCやSSWの勤務時間(週1日、6～7時間程度)では到底足りない。生徒や保護者の心のケアを迅速かつ効果的に行うためには、勤務時間を将来的には大幅に増やしていく必要がある。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

(11) 生徒に対するいじめ防止教育

教室で少しでも不快を感じた行為を見たときは、いじめであるか否かにかかわらず、躊躇せずに担任や話せる教職員に伝えることを指導し、生徒たちに浸透していくように教育していくこと。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

第6 市教委への提言

1 いじめ事案に対する学校との連携

学校の教職員がいじめ事案の判断を適切に行って、発生時に教育委員会に報告を行い、教育委員会も発生時に把握して対応を話し合って進めていくことが求められている。

解決済みとされているものであっても、SCにいじめ認知事案が発生することも伝え、適切な対応をしてもらうことを依頼すること
報告書の中に、同じ生徒が関係している場合は、それを記載する欄を設けるなど、連続性をもって把握できる工夫を行う必要がある。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

2 学校支援機能の強化

今まで生じたいじめ事案をアーカイブ化するとともに、いじめ認知事案の分類を行い、分類ごとの対応マニュアルを作成していくこ

とが有効であると思われる。例えば、SNSによるいじめやデータの拡散などに対する対応マニュアルなどを作っておき、迅速に学校に指示を出し、支援できる体制を整えていく。

いじめ事案については学校や教育委員会が主導的に保護者に対応の提案をし、保護者がその中から希望するものを選択できるような支援機能・対応能力を高めていかなければならない。

この提言を実行すると考えているか、どのような方法で実行するのかを明らかにされたい。

以上